



2025年1月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 本 逸 郎
(コード番号: 3857 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 丹 代 武
電 話 0 3 - 6 7 5 7 - 0 1 0 0

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2024年12月25日付で公表いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において開示した事項について、下記のとおり、お知らせいたします。

記

2024年12月25日付で公表いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、KDD I 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に対して要請する予定とのことでした。そのため、当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2025年1月16日付で公表いたしました「KDD I 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けが成立し、かつ、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、本株式併合は行われなかったこととなりましたので、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。

以上